

令和 4 年 7 月 12 日答申

事件番号 令和 3 年 (審) 第 11 号

審査請求人 ○○○○

処分庁 大田区長 松原忠義

答 申 書

第 1 答申の趣旨

審査庁は、処分庁が審査請求人に対して行った令和 3 年 9 月 3 日付け過誤納金充当処分（以下「**本件処分①**」という。）、同月 13 日付け過誤納金充当処分（以下「**本件処分②**」という。）及び同年 10 月 1 日付け過誤納金充当処分（以下「**本件処分③**」という。以下、特定する必要がない場合には、本件処分①、本件処分②及び本件処分③をまとめて「**本件処分**」という。）に対し、審査請求人が行った審査請求を棄却すべきである。

第 2 事案の概要

1 本件の概要

本件は、審査請求人が納付した特別区民税・都民税（以下「**住民税**」という。）について、その後の税額変更等により過誤納金が発生したため、処分庁が法定納期限を過ぎた期の住民税に充当したことに対して、審査請求人が、本件処分は違法・不当であるとしてその取消しを求める事案である。

2 関係法令等

本件に関する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「**法**」という。）の定めは、別紙に記載したとおりである。

3 前提事実

(1) 勤務先による給与支払報告書の提出

勤務先である〇〇会社（以下「**本件会社**」という。）は、令和 2 年 10 月 28 日、大田区区民部課税課（以下「**課税課**」という。）に対し、平成 30 年度（対象期間：平成 29 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日）、及び平成 31 年度（対象期間：平成 30 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日）の給与支払報告書を提出した。

(2) 平成 30 年度及び平成 31 年度相当分の特別区民税・都民税納税通知書の送付

課税課は、令和 2 年 12 月 4 日、本件会社が提出した給与支払報告書によって把握した審査請求人の平成 29 年及び平成 30 年の所得をもとに、平成 30 年度及び平成 31 年度相当分の住民税の賦課決定をし、同月 10 日、審査請求人に対し、納税通知書を送付した。

(3) 分納不履行通知の送付

処分庁は、令和 3 年 2 月 25 日、令和 2 年度（平成 30 年度相当分・4 期、平成 31 年度相当分・4 期を含む。）の住民税が同月 24 日までに支払われなかったことから、同年 3 月 4 日期限の分納不履行通知を審査請求人に対して送付した。

(4) 令和 3 年度特別区民税・都民税納税通知書の送付

課税課は、令和 3 年 6 月 10 日、本件会社が提出した給与支払報告書によって把握した審査請求人の令和 2 年の所得をもとに、令和 3 年度の住民税の賦課決定をし、審査請求人に対し、納税通知書を送付した。

(5) 令和 3 年度第 1 期分の納付

審査請求人は、令和 3 年 6 月 30 日、令和 3 年度の住民税第 1 期分 8,000 円を納付した。

(6) 医療費控除の追加を目的とした住民税申告書の受領

課税課は、令和 3 年 8 月 19 日、医療費控除の追加を目的とした、審査請求人に係る平成 30 年度分、平成 31 年度分、令和 2 年度分及び令和 3

年度分の住民税の申告書を受領した。

(7) 令和 3 年度第 2 期分の納付

審査請求人は、令和 3 年 8 月 31 日、令和 3 年度の住民税第 2 期分 7,000 円を納付した。

(8) 課税課による住民税の税額変更決定

課税課は、令和 3 年 9 月 3 日、審査請求人に係る住民税の申告に基づき、審査請求人の令和 2 年度（平成 30 年度相当分）の年税額を 27,100 円から 26,500 円に、令和 2 年度（平成 31 年度相当分）の年税額を 25,800 円から 23,500 円に、令和 2 年度の年税額を 23,100 円から 20,300 円に、令和 3 年度の年税額を 29,000 円から 0 円に、住民税の税額変更を決定した。その結果、同日時点での審査請求人の未納額は、令和 2 年度（平成 30 年度相当分）について 16,500 円、令和 2 年度（平成 31 年度相当分）について 23,500 円となった。

(9) 充当処分（本件処分①）

処分庁は、令和 3 年 9 月 3 日、審査請求人が負担する令和 3 年度の住民税が非課税になったため、同日、(5)のとおり納付された 8,000 円を、未納となっていた審査請求人の令和 2 年度（平成 30 年度相当分）過 4 期分へ充当処分（本件処分①）した。

(10) 充当処分（本件処分②）

処分庁は、令和 3 年 9 月 13 日、(7)のとおり納付された 7,000 円を、未納となっていた審査請求人の令和 2 年度（平成 30 年度相当分）過 4 期分へ充当処分（本件処分②）した。

(11) 令和 2 年度（平成 30 年度相当分）過 4 期分の納付

審査請求人は、令和 3 年 9 月 20 日、令和 2 年度（平成 30 年度相当分）の住民税過 4 期分 5,000 円を納付した。

(12) 充当処分（本件処分③）

処分庁は、令和 3 年 10 月 1 日、(11)のとおり納付された 5,000 円のうち、1,500 円を審査請求人の令和 2 年度（平成 30 年度相当分）過 4 期分として処理し、過誤納金となった 3,500 円を未納となっていた審査請求人の令和 2 年度（平成 31 年度相当分）過 4 期分へ充当処分（本件処分③）した。

(13) 本件処分に対する審査請求

審査請求人は、令和 3 年 12 月 20 日付けで、本件処分の取消しを求め審査請求（以下「**本件審査請求**」という。）を行った。

(14) 弁明書と反論書の提出

ア 弁明書の提出

処分庁は、令和 4 年 1 月 21 日付けで、大田区審理員に対し、弁明書を提出した。

イ 反論書の提出

審査請求人は、令和 4 年 2 月 14 日付けで、大田区審理員に対し、反論書を提出した。

(15) 口頭意見陳述

大田区審理員は、令和 4 年 3 月 3 日、処分庁を出席させた上で、審査請求人から口頭意見陳述を受けた。

(16) 審理員意見書

大田区審理員は、令和 4 年 4 月 8 日付けで、審査庁に対し、本件処分に違法性はなく、これが不当であるともいえないとして、本件審査請求を棄却すべきであるとの審理員意見書を提出した。

(17) 諮問

審査庁は、令和 4 年 4 月 27 日付けで、大田区行政不服審査会（以下「**当審査会**」という。）に対し、本件審査請求につき諮問を行った。

第 3 本件の争点

本件の争点は、以下の 2 点である。

- 1 本件処分の基礎となっている審査請求人の平成 30 年度相当分及び平成 31 年度相当分の住民税に関する賦課処分が不存在又は無効であって、本件処分が違法か。
- 2 本件処分が、審査請求人が本件会社に対して提出した国民健康保険料に関する扶養控除等（異動）申告書を契機とした住民税の賦課決定を前提とするものであり、違法又は不当か。

第 4 争点に関する審理関係人の主張及び審理員の意見の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件処分は違法又は不当であるので、その取消しを求めらる。

- (1) 課税課から、令和 2 年 8 月 2 日付けで扶養親族についての回答書が届いた。この件については、審査請求人は平成 30 年に課税課に相談しており、その際に審査請求人の妻を審査請求人ではなく審査請求人の息子の扶養にした方が節税になると言われたため、勤務先である本件会社に扶養控除等（異動）申告書を提出したものである。
- (2) 審査請求人は、平成〇年〇月から本件会社に入社し、毎年年末調整を行ってきた。本件会社は、課税課に対し、令和 3 年 5 月に初めて給与支払報告書を提出したが、それまで提出してなかったのであるから、令和元年以前の住民税は存在しない。
- (3) 審査請求人は、令和 2 年 12 月〇日に〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、入院していたところ、令和 3 年 2 月 25 日付けで処分庁から分納不履行通知が送付された。この問題については、審査請求人が直接やりとりする旨、処分庁に伝えていた。
- (4) 健康保険料の問題が住民税の話にすり替わっており、地方税法をないがしろにしているから、本件処分は違法・不当であり、取り消されるべ

きである。

2 処分庁の主張の要旨

審査請求人が令和 3 年 8 月 19 日に課税課へ住民税に係る申告をしたことにより、令和 3 年度の住民税が非課税となり、過誤納金が発生したが、審査請求人にはその時点で未納金があった。

そのため、処分庁は、法 17 条の 2 第 1 項及び第 5 項に基づき、当該未納金に各充当処分を行い、その旨を審査請求人に通知したものである。

また、課税処分と充当処分はそれぞれ別個独立の行政処分であるから、課税処分が無効であるか、又は取り消されない限り、充当処分は違法とはならず、本件処分時において各課税処分は取り消されていない。

以上のとおり、本件処分は適法かつ正当である。

なお、審査請求人が主張する扶養控除及び国民健康保険料の扱いは、本件処分に対する審査請求の対象外である。

3 審理員の意見の要旨

法 17 条の 2 第 1 項は、過誤納金を還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなった徴収金があるときは、法 17 条の規定にかかわらず、過誤納金をその徴収金に充当しなければならないと定めており、課税課による住民税の税額変更決定によって、審査請求人が納付した令和 3 年度の住民税及び令和 2 年度（平成 30 年度相当分）の住民税の一部が過誤納となった一方、審査請求人には、住民税の税額変更決定の時点で、住民税について未納金があったのであるから、処分庁が、当該未納金に各充当処分を行い、その旨を審査請求人に通知した本件処分は、法 17 条の 2 第 1 項及び第 5 項の規定に反するところはない。

審査請求人は、国民健康保険料の増額の原因となった課税処分の違法性を主張しているものと解されるところ、納付すべき税額を確定させることを目的とする課税処分と、過誤納金を納付すべき地方税に充当する本件処

分とは、別個独立の処分であって、先行する課税処分は、本件処分の時点では取り消されておらず、審査請求人が主張する違法事由は、瑕疵があることが外形上、客観的に明白である場合とはいえないため、後行処分である充当処分についての取消理由にならない。

第 5 調査審議の経過

当審査会は、令和 4 年 4 月 27 日付けで審査庁である大田区長から行政不服審査法 43 条 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 4 年 5 月 11 日、同年 6 月 13 日及び同年 7 月 12 日に開催された審査会において、調査審議した。

第 6 答申の理由

当審査会は、本件処分は適法であり、かつ、不当であるとはいえないことから、本件審査請求は棄却すべきであると思料する。

その理由の詳細は、以下のとおりである。

1 本件処分の適法性

- (1) 法 17 条の 2 第 1 項は、過誤納金を還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなった徴収金があるときは、法 17 条の規定にかかわらず、過誤納金をその徴収金に充当しなければならないと定めている。
- (2) これを本件処分についてみると、課税課が令和 3 年 8 月 19 日に住民税の申告を受けたことから、同年 9 月 3 日に住民税の税額変更を決定し、令和 3 年度の住民税が非課税となり、審査請求人が令和 3 年度の住民税として同年 6 月 30 日に納付した 8,000 円、同年 8 月 31 日に納付した 7,000 円、令和 2 年度（平成 30 年度相当分）の住民税として同年 9 月 20 日に納付した 5,000 円のうち 3,500 円が過誤納の状態となった。
- (3) 一方、令和 3 年 9 月 3 日の税額変更決定後、審査請求人には、同日時点で、令和 2 年度（平成 30 年度相当分）及び令和 2 年度（平成 31 年度相当分）の住民税について未納金があった。そのため、処分庁が、当該

未納金に各充当処分を行い、その旨を審査請求人に通知した本件処分は、法 17 条の 2 第 1 項及び第 5 項の規定に反するところはない。

したがって、本件処分に違法な点はない。

2 審査請求人の主張について

(1) 住民税の不存在について

ア 審査請求人は、平成〇年〇月から本件会社に入社し、毎年年末調整を行ってきたが、本件会社は、課税課に対し、令和 3 年 5 月に初めて給与支払報告書を提出するまで提出してなかったのであるから、令和元年以前の審査請求人に係る住民税は、存在しないと主張する。

このような審査請求人の主張の趣旨は、一義的に明確ではないものの、賦課決定処分の不存在又は無効を主張するものと理解することができ、その場合、充当処分が違法となる余地があるから、これについて、以下検討する。

イ 特別区内に住所を有する個人は、住民税の納税義務を負い（法 1 条 2 項、24 条、294 条）、3 月 15 日までに、住民税の申告書を賦課期日現在における住所所在地の特別区長に提出しなければならない（法 45 条の 2、317 条の 2）。

ウ しかしながら、給与所得者の住民税は、本来、法 41 条及び 321 条の 3 に基づき、特別徴収義務者である給与の支払をする者が納税義務者の納めるべき住民税を毎月の給与の支払時に特別徴収し、徴収した住民税を区市町村に納入することとなっている。

その結果、給与所得者は、所得税の確定申告をしていない場合であっても、自ら住民税の申告をすることを要しないし、支払われた給与から住民税を別途支払うことを想定せずに、給与を他の用途に費消することができる。

エ もっとも、前記ウの特別徴収制度は、特別徴収義務者が納税義務者

に代わって納税義務を負担し、納税義務者の納税義務が消滅する制度ではないから、特別徴収義務者が特別徴収をしなかった場合、納税義務者の特別徴収されなかった住民税は、納税義務者がなお納税すべき義務を負い、普通徴収によって徴収されるものである。

オ 審査請求人は、令和 3 年 5 月になって初めて本件会社が給与支払報告書を提出したものであって、それ以前に給与支払報告書の提出がなかったことを主張の前提事実とする。

しかし、前記第 2 の 3(1)で示したとおり、本件会社は、令和 2 年 10 月 28 日、課税課に対し、平成 30 年度及び平成 31 年度の給与支払報告書を提出しており、審査請求人の主張は、前提となる事実認識に誤りがある。

そして、審査請求人も、前記第 2 の 3(3)で示したとおり、令和 3 年 2 月 25 日に発送された令和 2 年度（平成 30 年度相当分・4 期、平成 31 年度相当分・4 期を含む。）の分納不履行通知を受領していることから、令和 3 年 5 月以前に賦課決定がされていることは認めているところである。

カ そうすると、審査請求人は、令和 3 年 5 月まで、給与支払報告書の提出がなかったことから、本来平成 30 年度及び平成 31 年度の住民税を賦課決定すべき時期までに課税課において賦課決定しなかった以上、住民税が発生し得ないものと考え、住民税が不存在である旨の主張をしているものと解しうる。

もっとも、課税課が事後的に納税義務者の所得を把握した場合、法定納期限の翌日から起算して 3 年を経過するまでは、新たに賦課決定することが可能であって（法 17 条の 5 第 3 項）、この点、本件において賦課決定に基づき、住民税が発生したことを無効と考える余地はない。

キ また、給与所得者である審査請求人については、特別徴収によって住民税が徴収される制度となっているところ、特別徴収義務者が給与支払報告書を提出せず、そのために課税課が特別徴収義務者たる本件会社を経由して審査請求人に対し、住民税を特別徴収する旨の通知がされていないから、住民税の納付義務がない旨の主張をしているとも解しうる。

確かに、審査請求人は、本件会社が給与支払報告書を提出し、住民税の特別徴収を行っていれば、支払われた給与から住民税を別途支払うことを想定せずに、給与を他の使途に費消することができたのであり、事後的に住民税を納付させられるとなれば、支出計画に支障を来す不利益を被ることは否定できない。審査請求人が、本件会社の給与支払報告書の提出義務（法 317 条の 6）違反に、法 317 条の 7 によって刑罰の対象になることを指摘するのも、この趣旨とも解されうる。

しかし、前記エで指摘したとおり、特別徴収制度は、特別徴収義務者が納税義務者に代わって納税義務を負担し、納税義務者の納税義務が消滅する制度ではないから、特別徴収義務者が特別徴収をしなかった場合であっても、納税義務者の特別徴収されなかった住民税は、納税義務者がなお納税すべき義務を負っているものであって、住民税の賦課決定処分が無効になるものではない。

また、法が給与支払報告書の提出義務違反に刑罰を定めているのは、課税の適正・公平・迅速という公の利益のためであって、給与所得者個人の利益を確実に図るためではなく（審査請求人を被害者として保護する趣旨ではない。）、審査請求人の納税義務に影響を与えるものではない。

ク したがって、審査請求人の主張は、カ又はキのいずれの趣旨であるとしても理由がない。

(2) 国民健康保険料に関する扶養控除との関連性

- ア 審査請求人は、国民健康保険料につき、本件会社に扶養控除等（異動）申告書を提出したところ、住民税の賦課決定又はこれを前提とする本件処分がされた旨の主張をしているものと解される。
- イ 確かに、本件処分も、国民健康保険料の納付に関する事務も、処分庁（大田区長）の所管する事務である。また、国民健康保険料は、住民税の所得金額を基礎としており、住民税の申告又は給与支払報告書等の提出があると、国民健康保険料が増減するという限りで関連性を有する。
- ウ しかし、本件処分又はその前提となる賦課決定については、審査請求人の提出した扶養控除等（異動）申告書を契機としてされたものではなく、国民健康保険料の増減が住民税に対して影響を与えるものでもないから、関連性がない。
- エ この点の審査請求人の主張も、理由がない。

3 結論

よって、本件処分については、取消原因となるべき違法又は不当な点は認められず、不服申立手続に違法又は不当な点も認められないので、審査庁は本件審査請求を棄却すべきである。

以上

大田区行政不服審査会
会長 菅 沼 篤 志
委員 面 川 典 子
委員 金 矢 拓

(別紙)

本件に関する法の定め

地方税法 1 条 2 項

この法律中道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定は特別区に準用する。この場合においては、「道府県」、「道府県税」、「道府県民税」、「道府県たばこ税」、「道府県知事」又は「道府県職員」とあるのは、それぞれ「都」、「都税」、「都民税」、「都たばこ税」、「都知事」又は「都職員」と、「市町村」、「市町村税」、「市町村民税」、「市町村たばこ税」、「市町村長」又は「市町村職員」とあるのは、それぞれ「特別区」、「特別区税」、「特別区民税」、「特別区たばこ税」、「特別区長」又は「特別区職員」と読み替えるものとする。

地方税法 17 条

地方団体の長は、過誤納に係る地方団体の徴収金（以下本章において「過誤納金」という。）があるときは、政令で定めるところにより、遅滞なく還付しなければならない。

地方税法 17 条の 2

地方団体の長は、前条の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなつた地方団体の徴収金（その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務である地方団体の徴収金に係る過誤納金である場合にはその納付し、又は納入する義務が当該信託財産責任負担債務である地方団体の徴収金に限るものとし、その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務である地方団体の徴収金に係る過誤納金でない場合にはその納付し、又は納入する義務が信託財産限定責任負担債務である地方団体の徴収金以外の地方団体の徴収金に限る。以下この条において同じ。）があるときは、前条の規定にかかわらず、過誤納金をその地方団体の徴収金に充当しなければならない。

2 略

3 略

4 略

5 地方団体の長は、第 1 項から第 3 項までの規定による充当をしたときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

地方税法 17 条の 5 第 3 項

賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して 3 年を経過した日以後においては、することができない。

地方税法 24 条 1 項

道府県民税は、第 1 号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第 3 号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第 2 号及び第 4 号に掲げる者に対しては均等割額により、第 4 号の 2 に掲げる者に対しては法人税割額により、第 5 号に掲げる者に対しては利子割額により、第 6 号に掲げる者に対しては配当割額により、第 7 号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額により課する。

(1) 道府県内に住所を有する個人

(2) 以下略

地方税法 41 条 1 項

個人の道府県民税の賦課徴収は、本款に特別の定めがある場合を除くほか、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。この場合において、第 17 条の 4 の規定に基づく還付加算金、第 321 条第 2 項の規定に基づく納期前の納付に対する報奨金、第 321 条の 2、第 326 条、第 328 条の 10 若しくは第 328 条の 13 の規定に基づく延滞金、第 328 条の 11 の規定に基づく過少申告加算金若しくは不申告加算金又は第 328 条の 12 の規定に基づく重加算金の計算については、道府県民税

及び市町村民税の額の合算額によつて当該各条の規定を適用するものとする。

地方税法 45 条の 2

第 24 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、第 317 条の 2 第 1 項の市町村民税に関する申告書と併せて、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。ただし、第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等（以下この条において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（同法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは第 34 条第 4 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第 32 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 37 条の 2 第 1 項（同項第 4 号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第 5 項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第 11 項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）並びに第 317 条の 2 第 1 項ただし書に規定する市町村の条例で定める者については、この限りでない。

- (1) 前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額

- (2) 青色専従者給与額（所得税法第 57 条第 1 項の規定による計算の例により算定した同項の必要経費に算入される金額をいう。）又は事業専従者控除額に関する事項
- (3) 第 32 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除に関する事項
- (4) 第 32 条第 9 項に規定する純損失又は雑損失の金額の控除に関する事項
- (5) 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額の控除に関する事項
- (6) 寄附金税額控除額の控除に関する事項
- (7) 扶養親族に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、道府県民税の賦課徴収について必要な事項

2 市町村長は、第 317 条の 6 第 1 項の給与支払報告書又は同条第 4 項の公的年金等支払報告書が 1 月 31 日までに提出されなかつた場合において、道府県民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、これらの規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたものを指定し、その者に、前項の道府県民税に関する申告書を、第 317 条の 2 第 2 項の市町村民税に関する申告書と併せて同項の期限までに提出させることができる。

3 第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（前 2 項の規定により第 1 項の道府県民税に関する申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第 32 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、

同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3 月 15 日までに、総務省令で定めるところにより、これらの控除に関する事項を記載した申告書を、第 317 条の 2 第 3 項の市町村民税に関する申告書と併せて賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

4 第 1 項ただし書に規定する者（第 2 項の規定により第 1 項の道府県民税に関する申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3 月 15 日までに同項の道府県民税に関する申告書を、第 317 条の 2 第 4 項の市町村民税に関する申告書と併せて提出することができる。

5 第 24 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、第 37 条の 2 第 1 項（同項第 4 号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、3 月 15 日までに、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の額その他必要な事項を記載した申告書を、第 317 条の 2 第 5 項に規定する申告書と併せて賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

6 第 1 項又は第 4 項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第 190 条の規定の適用を受けたものを有する第 24 条第 1 項第 1 号に掲げる者が、第 1 項の道府県民税に関する申告書を提出するときは、同項各号に掲げる事項のうち総務省令で定めるものについては、総務省令で定める記載によることができる。

地方税法 294 条

市町村民税は、第 1 号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第 3 号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第 2 号及び第 4 号の者に対しては均等割額により、第 5 号の者に対しては法人税割額により課する。

- (1) 市町村内に住所を有する個人
- (2) 以下略

地方税法 317 条の 2

第 294 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。ただし、第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（同法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは第 314 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 314 条の 7 第 1 項（同項第 4 号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第 5 項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第 11 項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）並びに所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち当該市町村の条例で定めるものについては、この限りでない。

- (1) 前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額

- (2) 青色専従者給与額（所得税法第 57 条第 1 項の規定による計算の例により算定した同項の必要経費に算入される金額をいう。）又は事業専従者控除額に関する事項
- (3) 第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除に関する事項
- (4) 第 313 条第 9 項に規定する純損失又は雑損失の金額の控除に関する事項
- (5) 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額の控除に関する事項
- (6) 寄附金税額控除額の控除に関する事項
- (7) 扶養親族に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市町村民税の賦課徴収について必要な事項

2 市町村長は、第 317 条の 6 第 1 項の給与支払報告書又は同条第 4 項の公的年金等支払報告書が 1 月 31 日までに提出されなかつた場合において、市町村民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、これらの規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたものを指定し、その者に前項の申告書を市町村長の指定する期限までに提出させることができる。

3 第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（前 2 項の規定により第 1 項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規

定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、総務省令で定めるところにより、これらの控除に関する事項を記載した申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

4 第1項ただし書に規定する者（第2項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに同項の申告書を提出することができる。

5 第294条第1項第1号に掲げる者は、第314条の7第1項（同項第4号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の額その他必要な事項を記載した申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

6 第1項又は第4項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する第294条第1項第1号に掲げる者が、第1項の申告書を提出するときは、同項各号に掲げる事項のうち総務省令で定めるものについては、総務省令で定める記載によることができる。

7 市町村長は、市町村民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、当該市町村の条例で定めるところにより、第294条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

8 市町村長は、市町村民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、当該市町村の条例で定めるところにより、第294条第1項第2号に掲げる者に、賦課期日現在において有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事

項を申告させることができる。

9 市町村長は、市町村民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、当該市町村の条例で定めるところにより、新たに第 294 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなつた者に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

地方税法 317 条の 6 第 1 項

1 月 1 日現在において給与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この節において同じ。）で、当該給与の支払をする際所得税法第 183 条の規定により所得税を徴収する義務があるものは、同月 31 日までに、総務省令で定めるところにより、当該給与の支払を受けている者についてその者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けている者の同月 1 日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

地方税法 317 条の 7

前条第 1 項から第 4 項までの規定によつて提出すべき給与支払報告書、届出書若しくは公的年金等支払報告書を提出しなかつた者又は虚偽の記載をした給与支払報告書、届出書若しくは公的年金等支払報告書を提出した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 略

地方税法 321 条の 3

市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者（支給期間が一月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該市町村内に給与所得者が少ないことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でないとして認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

2 前項の給与所得者について、当該給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、市町村は、当該市町村の条例の定めるところによつて、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収することができる。ただし、第 317 条の 2 第 1 項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 以下略